

役員報酬規程

特定非営利法人こどもの明るい未来を創る会

(目的)

第1条 本規程は、就業規則第26条（役員手当）に基づき、特定非営利法人こどもの明るい未来を創る会（以下「法人」という）の理事及び監事（以下「役員等」という。）に対して毎月支給する報酬に関する基本事項を定めるものである。

(役員の種類と適用範囲)

第2条 本規程における役員とは、代表理事、専務理事、常務理事、理事及び監事をいう。

(月額報酬額の決定)

第3条 役員等の報酬の額は、次のとおりとする。

代表理事は100,000円、専務理事は50,000円、常務理事は50,000円、監事は55,000円とする。

理事については賃金規定に基づく支給とし、役員報酬の支給は賃金支給のない場合に個別検討し20,000円を上限とする。

役員等の報酬については、法人と役員等本人との協議によるが、本人の意思決定によりその支給の有無を決定する。

(通勤費の取り扱い)

第4条 役員のうち、その通勤の実態に応じてその実費を支給する。

(計算期間ならびに支給日)

第5条 月額報酬の支給計算の期間は毎月1日から末日までとする。

月額報酬の支給日は翌月25日とする。

(控除金)

第6条 月額報酬からは、源泉所得税、住民税、社会保険料ならびに法人の立替金等を控除するものとする。

(就任または退任等における報酬の取り扱い)

第7条 報酬計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合における当該計算期間の月額報酬は、日割計算を行わず1ヵ月分を支給する。

附 則

(施行期日)

第8条 ①この規則は、2022年4月1日から施行する。

②2024年4月1日改定（2024年5月1日施行）

貸金規程

特定非営利法人こどもの明るい未来を創る会

(目的)

第1条 本規程は、就業規則第20条（賃金の構成）に定めるところにより、特定非営利法人 こどもの明るい未来を創る会（以下「法人」という）の正社員（以下「従業員」という）の賃金に関する事項を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 役員、アルバイト職員等については、本規程を適用せず、別に定めるところによる。

(賃金の体系)

第3条 賃金の体系は次のとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 手当 通勤手当
職能手当
管理職手当
深夜労働手当
役員手当
- (3) 割増賃金 休日労働割増賃金
週休日労働割増賃金

(賃金締切日及び支払日)

第4条 賃金は、前月1日から起算し、末日に締め切って計算し25日（支払日が休日の場合はその前日）に支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは従業員（従業員が死亡したときはその遺族）の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

- (1) 従業員の死亡、退職、解雇の時
- (2) 従業員またはその収入によって生計を維持している者が結婚し、出産し、疫病にかかり、災害を受け、または従業員の収入によって生計を維持している者が死亡したため費用を必要とするとき

(賃金の支払方法)

第5条 賃金は、従業員本人の同意の上、従業員本人が指定する金融機関の本人名義の口座に振込むものとする。振込先の金融機関は原則として一つとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、退職時のほか法人が特に必要と認める場合には本人指定金融機関の口座への振込によらず、直接手渡しにより支払う。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げるものは支払いの時控除する。

- (1) 法人が支給する賃金に関する所得税及び地方税
- (2) 健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料の被保険者負担分
- (3) 雇用保険料の被保険者負担分
- (4) その他法人との協定により定めるもの

(時間額)

第6条 本規程において、賃金の時間額は次の金額を基本とするが、勤務状況により増減することがある。

現場職員 2,000 円

事務員 1,500 円

アルバイト 1,500 円

なお、日額＝時間額×7時間とする。

2 円未満の端数が計算の結果生じた場合は、従業員に有利な形で切り上げ、切り捨て処理を行う。

(欠勤または計算期間中の入退社等の扱い)

第7条 欠勤または計算期間中の途中の入退社等については、原則として1日の賃金額に欠勤または計算期間中の途中の入退社による不就労日数を乗じた額を差し引くものとする。ただし、一賃金計算期間において不就労日数が3日間を超えた場合は、控除せず、実際の就労日数相当額を計算し支払う。

(賃金の減額)

第8条 前条のほか、次の場合には、第4条第1項の賃金計算期間中の賃金を日割で減額する。

従業員が、業務上外による傷病で、労災保険または健康保険から支給を受けるとき。

2 第4条第1項の賃金計算期間を全て欠勤した場合は、賃金を支払わないものとする。

(賃金の不支給)

第9条 従業員が以下の各号に該当する休職、休業または休暇等を取得する場合は、賃金は原則として支給しない。ただし、法人が必要と判断した場合は支給することもある。

- (1) 休職期間
- (2) 公民権行使の時間

(3) 就業規則第43条の懲戒処分として出勤停止処分を受けているとき

- 2 前項の休職または休業等の期間中において、社会保険料を要する場合は、必要に応じて法人が立替えるものとする。従業員は、休職または休業時間終了後に精算の上、法人が立替えた金額を支払うものとする。

(基本給)

- 第10条 基本給は月給制とし、従業員の能力、技術及び経験等を総合考慮の上、法人が決定する。
- 2 基本給の見直しは毎年4月に行う。

(通勤手当)

- 第11条 通勤手当は、通勤に要する実費を支給する。
- 2 通勤の経路及び方法は、最も合理的かつ経済的であると法人が認めたものに限る。
 - 3 通勤手当は、支給事由が発生した月から、支給事由が消滅した月まで支給するものとする。
 - 4 前項にかかわらず、1日も就労していない月については、通勤手当は支給しない。
 - 5 通勤経路を変更するときは、すみやかに法人に届け出なければならない。
 - 6 前項の届出を怠ったとき、または不正の届出により通勤手当を不正に受給したときは、その返還を求め、就業規則に基づき懲戒処分を行うことがある。

(各種手当)

- 第12条 従業員の職能手当、管理職手当は、従業員の勤務実績を考慮し決定する。
- 2 役員手当については別に定める役員報酬規程により決定する。

(不正受給の返還)

- 第13条 従業員は本規程に定める額を不正に受給した場合は、法人は不正受給額の全額について返還を求めることができる。

附 則

(施行期日)

- 第14条 ①この規則は、2022年4月1日から施行する。
②2024年4月1日改定(2024年5月1日施行)
③2025年10月3日改定(2025年10月5日施行)

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人こどもの明るい未来を創る会	事業年度	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
-----	------------------------	------	--------------------------------

- 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の詳細その他の資金に関する事項]
- ※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	540,000 円
受取寄附金	20,500,000 円
きみまも支援事業収益	9,537,204 円
通学支援事業収益	406,450 円
受取利息	23,518 円
雑収入	263 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	31,007,435 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		10,000,000 円	寄附金
		10,000,000 円	寄附金
		9,537,204 円	きみまも支援事業委託料
		500,000 円	寄附金
		406,450 円	通学支援事業委託料（足立児相）

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		2,264,804 円	事務所賃借料
		660,000 円	役員報酬
		660,000 円	顧問料（税理士）
		264,000 円	顧問料（社労士）
		132,000 円	顧問料（システムアドバイザー）

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

[illegible]

3 寄附者に関する事項〔4寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			給与	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	2,578,734 円
			給与	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	2,563,587 円
			給与	令和7年4月1日～ 令和7年10月31日	973,000 円
			給与	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	250,000 円
			給与	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	2,634,530 円
			給与	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	2,493,780 円
			給与	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	2,463,378 円
			役員報酬	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	660,000 円

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額	
5 人	5,061,199 円	

6 海外への送金等に関する事項〔⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施目〕

[illegible]

6 海外への送金等に関する事項〔⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施目〕

[illegible]

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人こどもの明るい未来を創る会					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						✓	
イ							
項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)	
区 分		①	②	③	④	⑤	
①	令和7年4月1日～令和8年3月31日	13人	0人	0%	0人	0%	
②	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
③	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
④	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑤	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑥	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
申 請 時		人	人	%	人	%	
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉚ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉔～㉙」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉔」から「㉙」については、イに記載する各期間（「㉔」から「㉙」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉔」から「㉙」については、イに記載する各期間（「㉔」から「㉙」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人こどもの明る い未来を創る会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申 請 時
役 員 数		13人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員 又は使用人である者並びにこれらの 者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役 員 の 内 訳											
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況							就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	
井上 幸彦		理事		○							令和3年9月8日就任
三藤 晋也		理事		○							令和3年9月8日就任
川端 敏則		理事		○							令和3年9月8日就任 令和7年7月15日退任
芳賀 光行		理事		○							令和3年9月8日就任
鈴木 広敏		理事		○							令和3年9月8日就任
山口 彦次		理事		○							令和3年9月8日就任 令和7年7月15日退任
岡本 治男		理事		○							令和3年9月8日就任
今井 克博		理事		○							令和3年9月8日就任
戸谷 年晴		理事		○							令和3年9月8日就任
鈴木 正義		理事		○							令和3年9月8日就任
中村 利秋		理事		○							令和3年9月8日就任
廣井 貴夫		理事		○							令和3年9月8日就任

若生 佳孝		理事		○							令和4年9月1日就任
杉 太		理事		○							令和4年9月1日就任
枝崎 恵治		監事		○							令和3年9月8日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人こどもの明るい未来を創る会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（弥生会計）使用 電子データ保存	月1回	7年
仕訳日記帳	会計ソフト（弥生会計）使用 電子データ保存	月1回	7年
現金出納帳	エクセル使用 電子データ保存	都度	7年
預金出納帳	エクセル使用 電子データ保存	都度	7年
給与台帳	エクセル使用 電子データ保存	月1回	7年

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「都度」、「毎日」、「週1回」のよう記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人こどもの明るい未来を創る会						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・ 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次業)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人こどもの明るい未来を創る会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		同 意 ☒ する ☐ しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人こどもの未来を創る会
-----	---------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄					
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽り其他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実其他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
	✓					
法令に違反する事実、偽り其他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 其他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄					
事業年度	月	日	～	月	日	設立年月日
						年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人こどもの明るい未来を創る会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ニ 暴力団の構成員等 ^(註2)		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ